

# 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

## 第 5 6 回 本 部 会 議

日時：令和3年5月28日（金） 19：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

### 1 開 会

### 2 議 事

（1）「北海道における緊急事態措置」の改訂について（協議事項）

### 3 閉 会

- |     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 資料1 | 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要 |
| 資料2 | 道内の感染状況等について（案）                |
| 資料3 | 札幌市の感染状況について                   |
| 資料4 | 北海道における緊急事態措置（案）               |
| 資料5 | 北海道における緊急事態措置（道案）等に対する主な意見     |
| 資料6 | 宿泊療養施設の開設について                  |
| 資料7 | 後志総合振興局の取組                     |
| 資料8 | 上川総合振興局の取組                     |



# 新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年5月28日変更）について

資料1

## ■期間の延長について

区 域		期 間
緊急事態宣言区域	北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県	6月20日まで延長
まん延防止等重点措置区域	埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県	

1

## ■その他変更点について

項 目	内 容
サーベイランス・情報収集	<p>○感染が拡大している地域において行う、高齢者施設の従事者等に対する検査について、<u>通所系の介護事業所を追加</u></p> <p>○健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、<u>大学、専門学校、高校、特別支援学校等に最大約80万回程度分の抗原簡易キットの配布を進め、軽症状者に対する積極的検査を速やかに実施。陽性者発見時は、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施</u></p> <p>○職場においても、<u>健康観察アプリの活用や軽症状者に抗原簡易キット等を活用した速やかな検査の促進</u></p> <p>○このため、学校及び職場等における<u>検査の実施体制や促進策、重点的な働きかけを行う職場その他の関連事項について、早急に具体化を図る</u></p>

2

## □緊急事態宣言区域における取扱い

項 目	内 容
まん延防止	○特定都道府県は、他地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えるように促すとともに、どうしても避けられない場合は感染防止対策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査の勧奨等を進める。
施設の使用制限等	○特定都道府県は、地域の感染状況等に応じて、新規陽性者数が増加または高止まりしている場合には、都道府県が独自に行う協力要請の徹底等を行う一方、感染状況の改善が見られる場合には、都道府県が独自に行う協力要請を段階的に緩和し、効果的な取組を講じていくものとする。 また、施設の使用制限の要請等を検討するに当たっては、地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとし、要請を行う判断の考え方、必要性等について、対象となる事業者等への丁寧な説明に努めるものとする。

# 道内の感染状況等について (案)

【令和3年5月28日】

## 主な指標の状況(全道)

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
全道 (5/28)	1055床 (5/27) ↑	56床 ↑	8508人 ↑	8.8% ↓	3632人/週 (68.5人) ↓	0.91 ↓	38.1% ↓
道ステージ5基準 (国ステージⅣ)	900床	90床	1327人	10%	1327人/週 (25.0人)	増加	50%
道ステージ4基準 (国ステージⅢ)	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%

※( )は10万人あたりの新規感染者数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

# 特定措置区域の主な指標の状況

	監視体制	感染状況		
	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
<b>札幌市</b> (5/28)	9.6% ↓	2316人/週 (118.4人) ↓	0.94 ↓	43.8% ↓
<b>石狩振興局</b> (札幌市を除く) (5/28)	17.0% (5/27) ↓	420人/週 (99.5人) ↓	0.82 ↓	33.3% ↓
<b>小樽市</b> (5/28)	7.2% ↓	86人/週 (73.8人) ↓	0.86 ↓	29.1% ↑
<b>旭川市</b> (5/28)	4.8% →	149人/週 (44.2人) ↓	0.96 ↓	34.2% ↓

※( )は10万人あたりの新規感染者数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

2

# 国の分科会提言で示された新たな指標(全道)

	医療提供体制等の負荷				監視体制	感染の状況		
	①医療の逼迫具合				②療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
	入院医療		重症者用病床					
<b>全道</b> (5/28)	確保病床の使用率 58.3% (5/27)	入院率 12.7% (5/27)	確保病床の使用率 34.6%	160.4人	8.8%	68.5人	38.1%	
【参考】 札幌市	95.4% (5/26)	9.4% (5/26)	68.0%	268.6人	9.6%	118.4人	43.8%	
<b>国</b> ステージⅣの指標	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50%以上	
<b>国</b> ステージⅢの指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50%以上	

3

## 最近の感染状況等について①

### 【感染状況】

感染性の高い変異株に置き換わった中、道内の感染状況は、感染経路不明割合や陽性率など一部の指標で改善傾向が見られるものの、新規感染者数は10万人当たり60人を超える高い水準が続いている。

特定措置区域の感染者数は、増加傾向が続き、依然として、全道の8割を占めるなど、全道の感染者数を押し上げている。札幌市の新規感染者数は、10万人当たり100人を超えるなど、高い水準が継続している。

その他の措置区域においては、職場や学校などにおける集団感染が継続的に発生し、新規感染者数は高止まりの状況。

全道の主要な地点において人流の減少傾向が見られ、特に夜間は大きく減少してきている。

### 【医療提供体制】

全道の療養者数は増加傾向が継続しており、入院患者数もこれまでの最多を更新して高い水準となっている。特に札幌市内においては、入院や宿泊療養施設への入所の調整が困難になるなど、医療の限界とも言える状況が続いている。

地域の基幹病院等においても、その機能を維持することが極めて厳しい状況が続いており、怪我や急病など通常の医療が、直ちに受けられなくなる可能性も危惧される。

感染者の急増に伴い、全道的に入院や宿泊療養施設への入所はもとより、自宅で療養となる方も増加している。

4

## 最近の感染状況等について②

### 【今後の対策】

5月16日以降、緊急事態措置を実施する中、主要な地点における人流の減少傾向が見られるとともに、一部の指標では改善傾向が見られる一方、全道の人口当たりの感染者数は極めて高い水準にある。

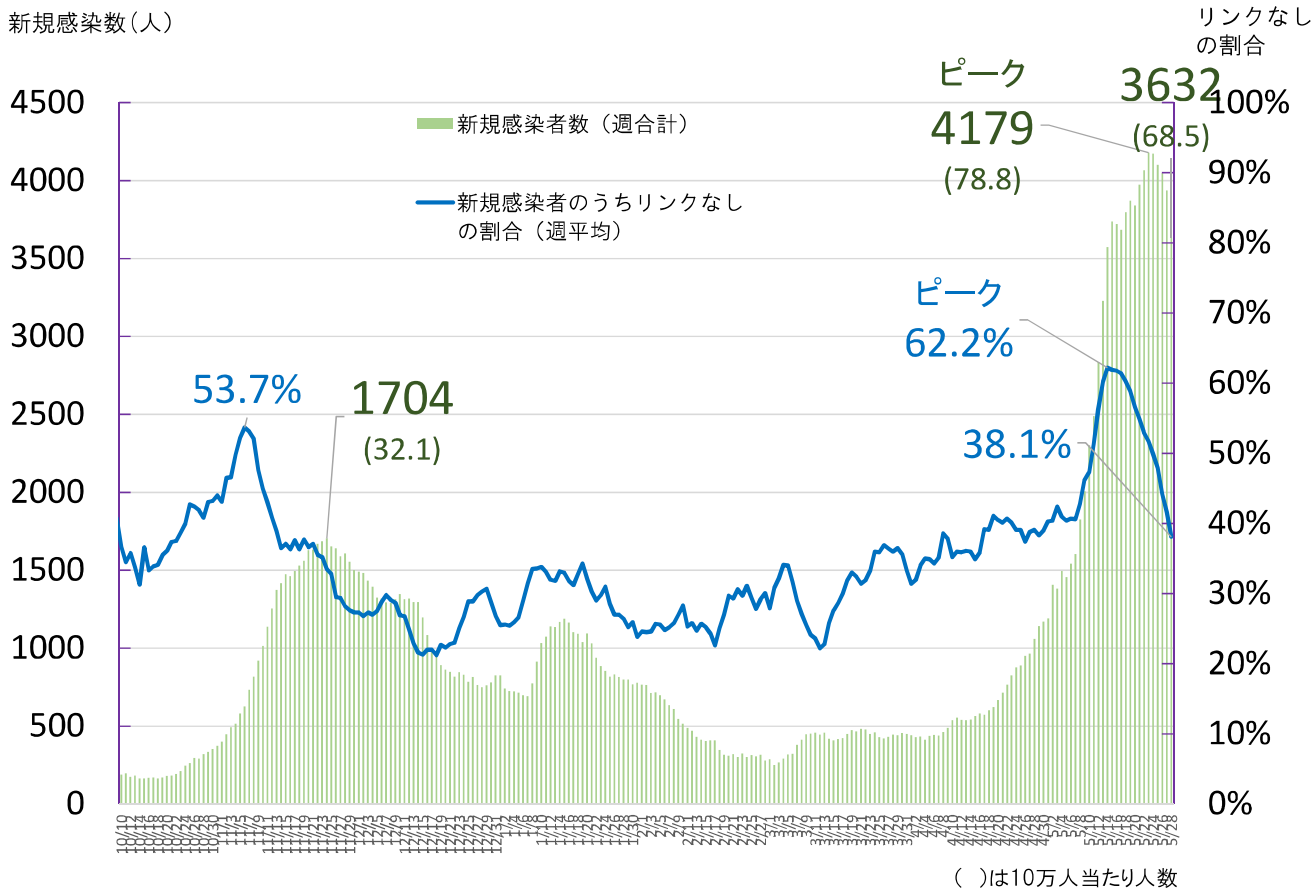
また、感染者数の増加に伴い、全道的に入院や宿泊療養施設への入所はもとより、自宅で療養となる方も増加するなど、医療提供体制のひっ迫状況が継続しているとともに、疫学調査などを担う保健所業務もひっ迫している。

こうした状況を踏まえ、6月1日以降においても、感染しやすいとされる変異株への置き換わりを念頭に、全道域において、人との接触を徹底して抑えるための対策を実施するとともに、特に感染拡大が継続している特定措置区域においては、市町村との連携をより一層強化し、さらなる対策の徹底を図る。

また、他都府県との往来の活発化を見据え、往来の際の対策の強化を図ることとし、国が実施するモニタリング検査等と連携する。

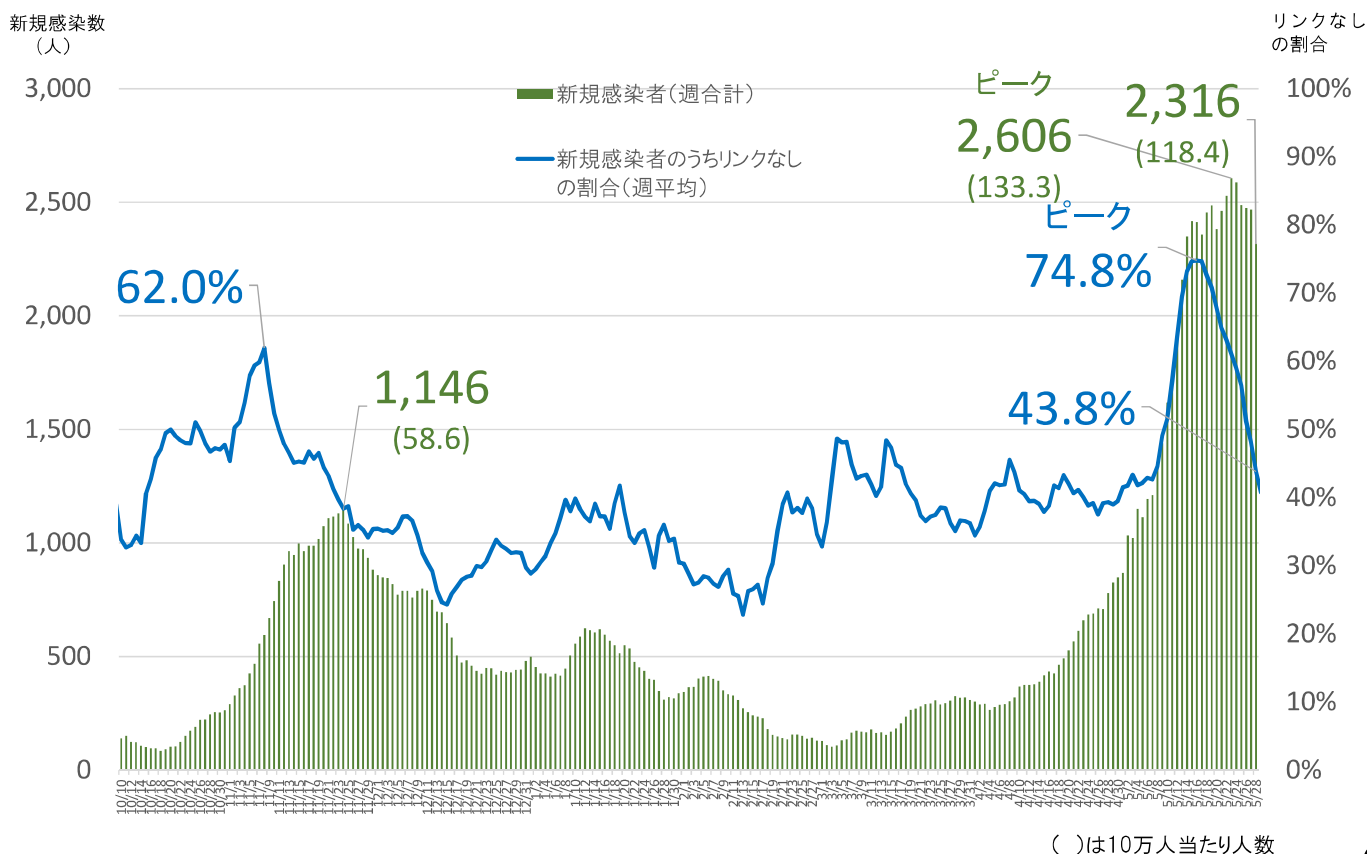
5

# 感染状況(全道)



## 特定措置区域

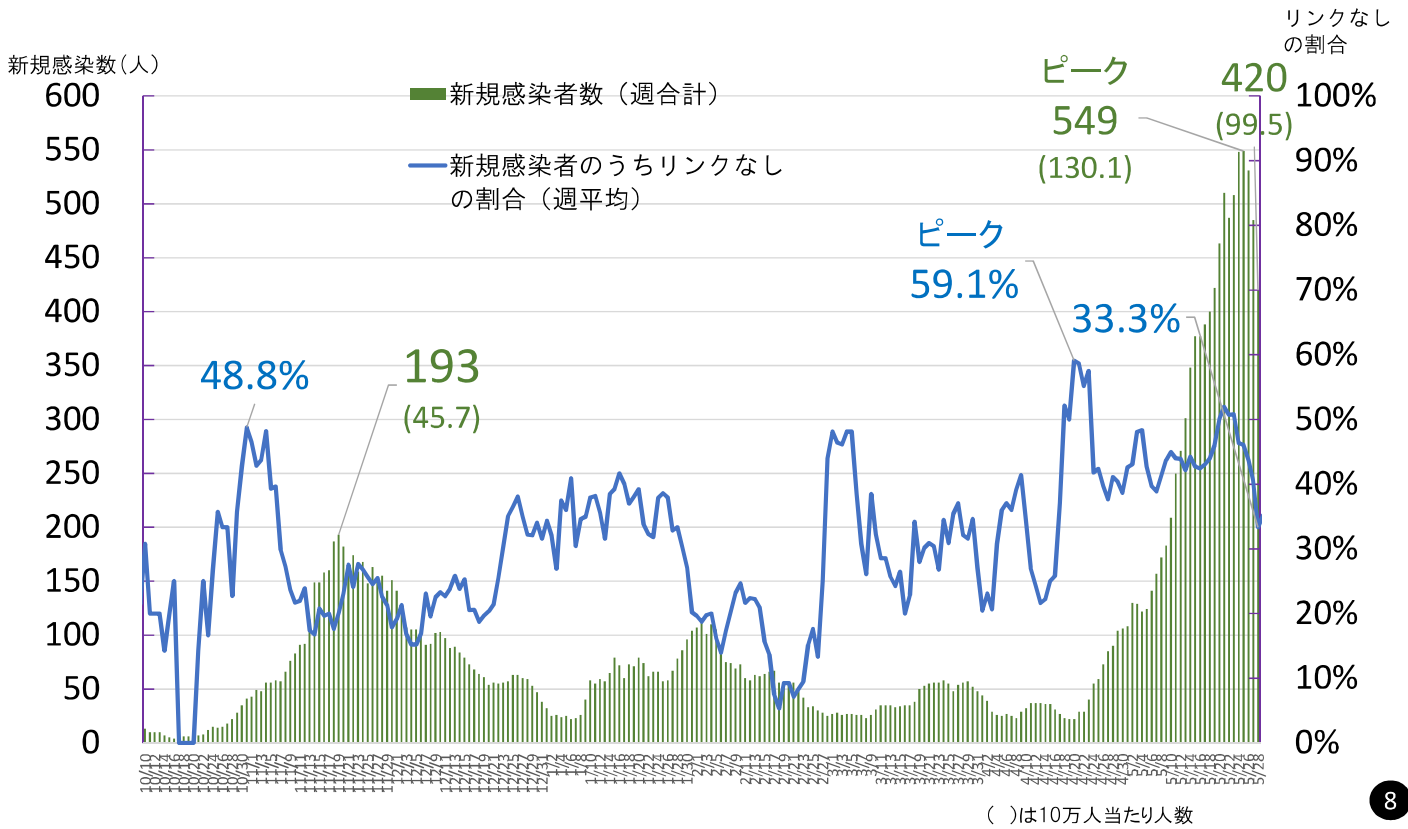
# 札幌市の感染状況





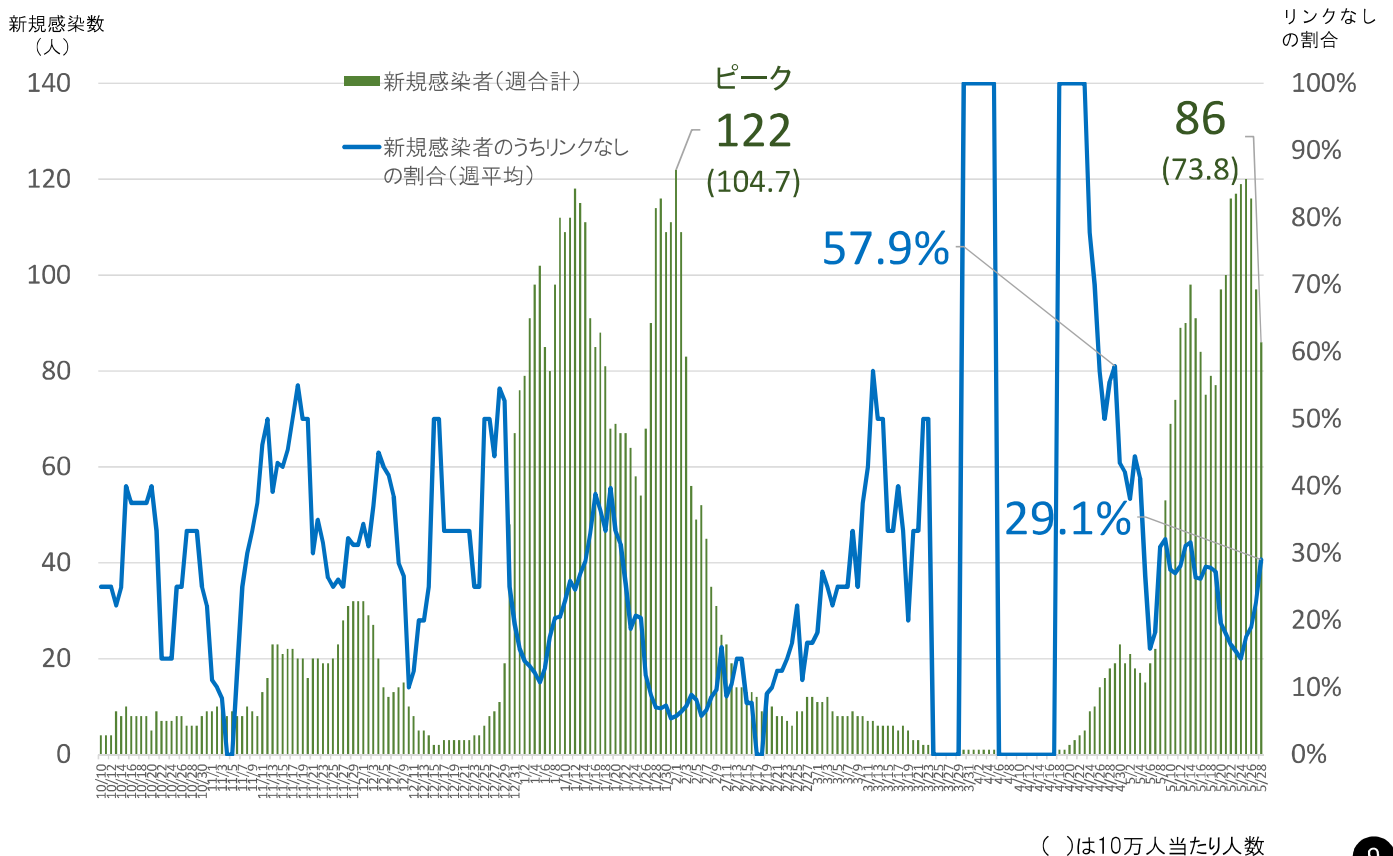
**特定措置区域**

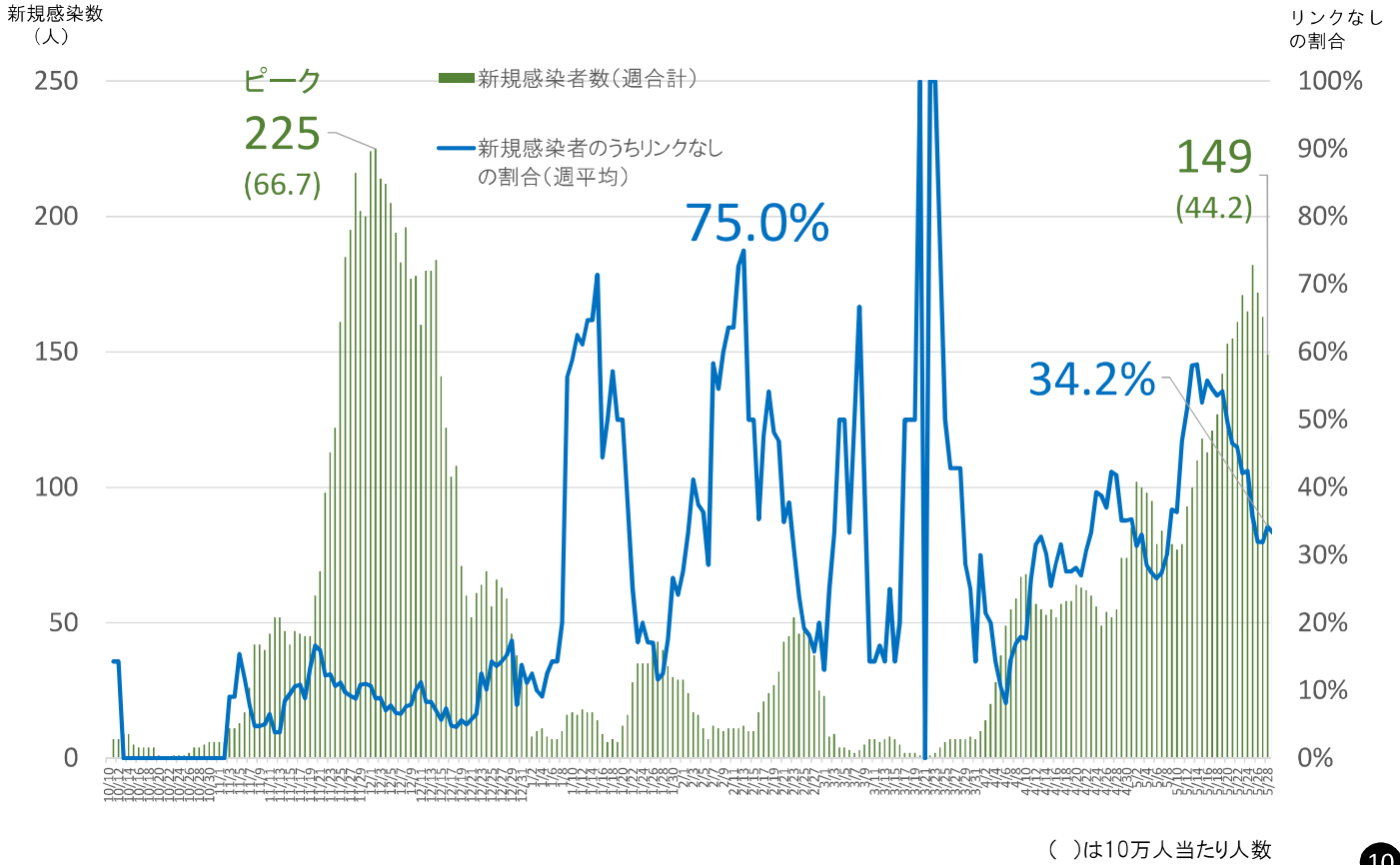
**石狩振興局(札幌以外)の感染状況**



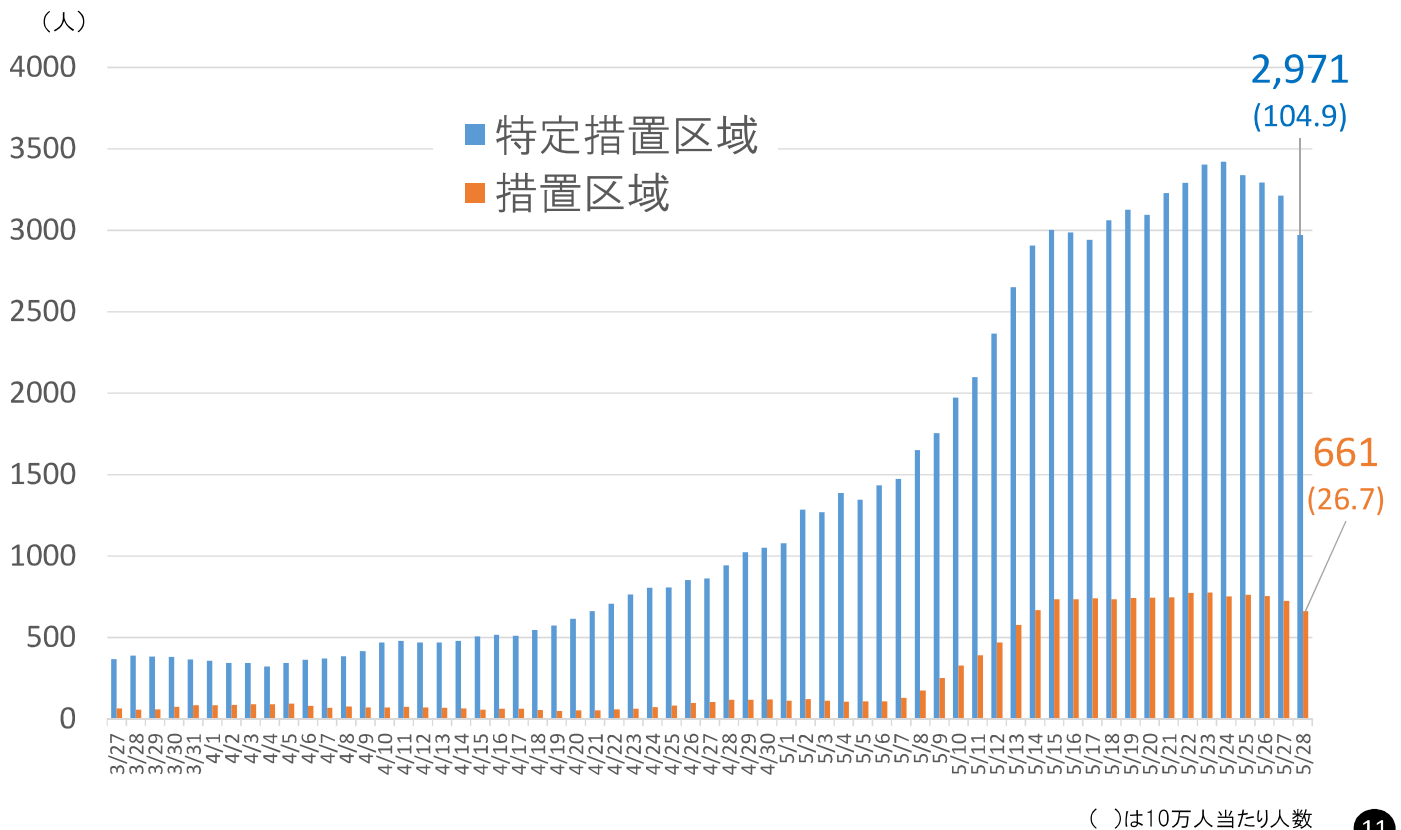
**特定措置区域**

**小樽市の感染状況**





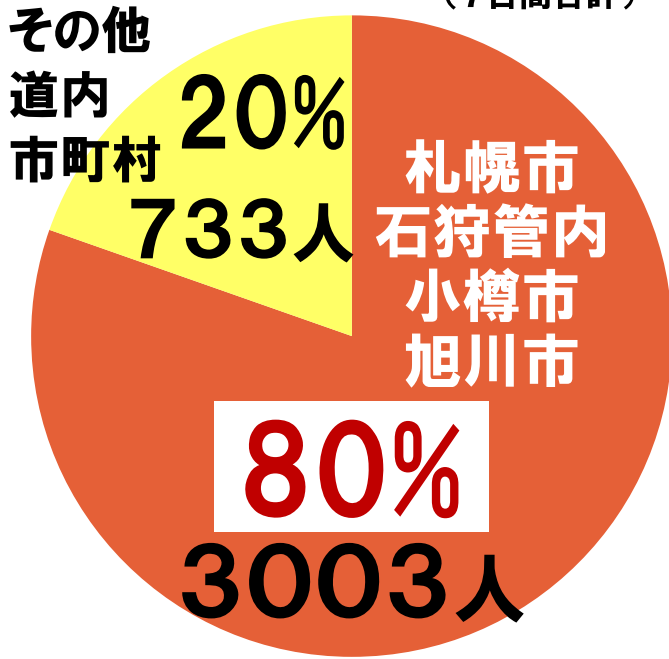
新規感染者数(特定措置区域／措置区域)



# 特定措置区域の新規感染者数の割合

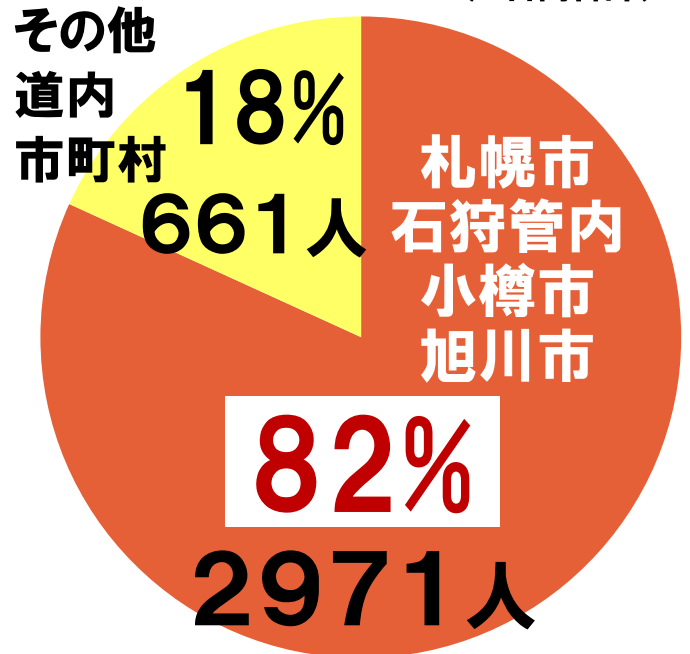
5/15 緊急事態措置前

(7日間合計)



5/28 緊急事態措置後

(7日間合計)



札幌市、石狩管内、小樽市、旭川市:283万人(53%)

その他道内市町村:247万人(47%) ※住基人口(H31/1/1)

12

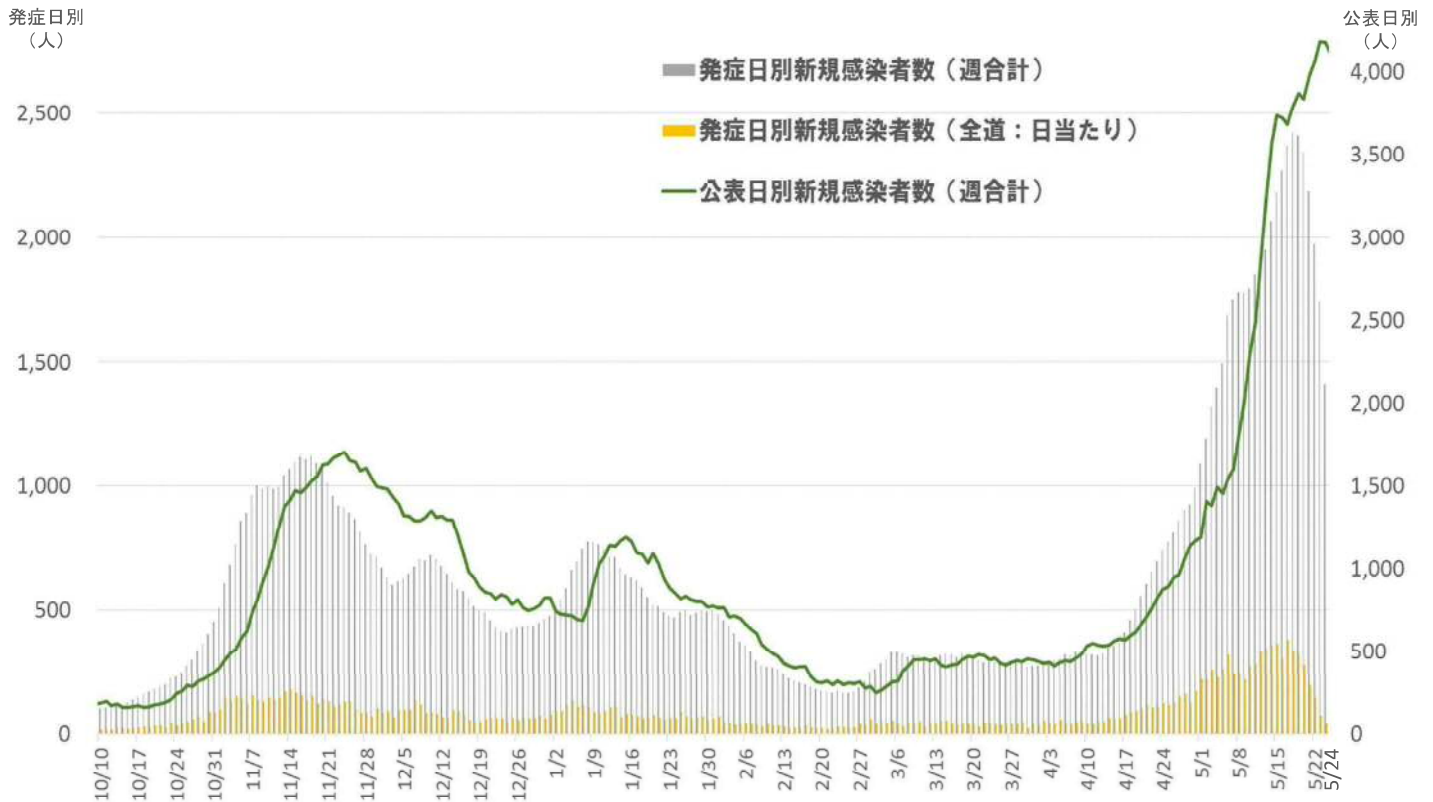
# 地域別の感染状況

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	道外	合計
5/15 ~ 5/21	109	2,972	115	177	52	56	13	227	9	6	36	129	50	18	4	3,973
5/22 ~ 5/28	<b>78</b>	<b>2,736</b>	<b>113</b>	<b>148</b>	<b>52</b>	<b>37</b>	<b>3</b>	<b>182</b>	<b>25</b>	<b>7</b>	<b>71</b>	<b>112</b>	<b>42</b>	<b>23</b>	<b>3</b>	<b>3,632</b>

※「居住地」により整理。なお、各保健所設置市が居住地非公表として発表した者は、各振興局等に含めて計上。

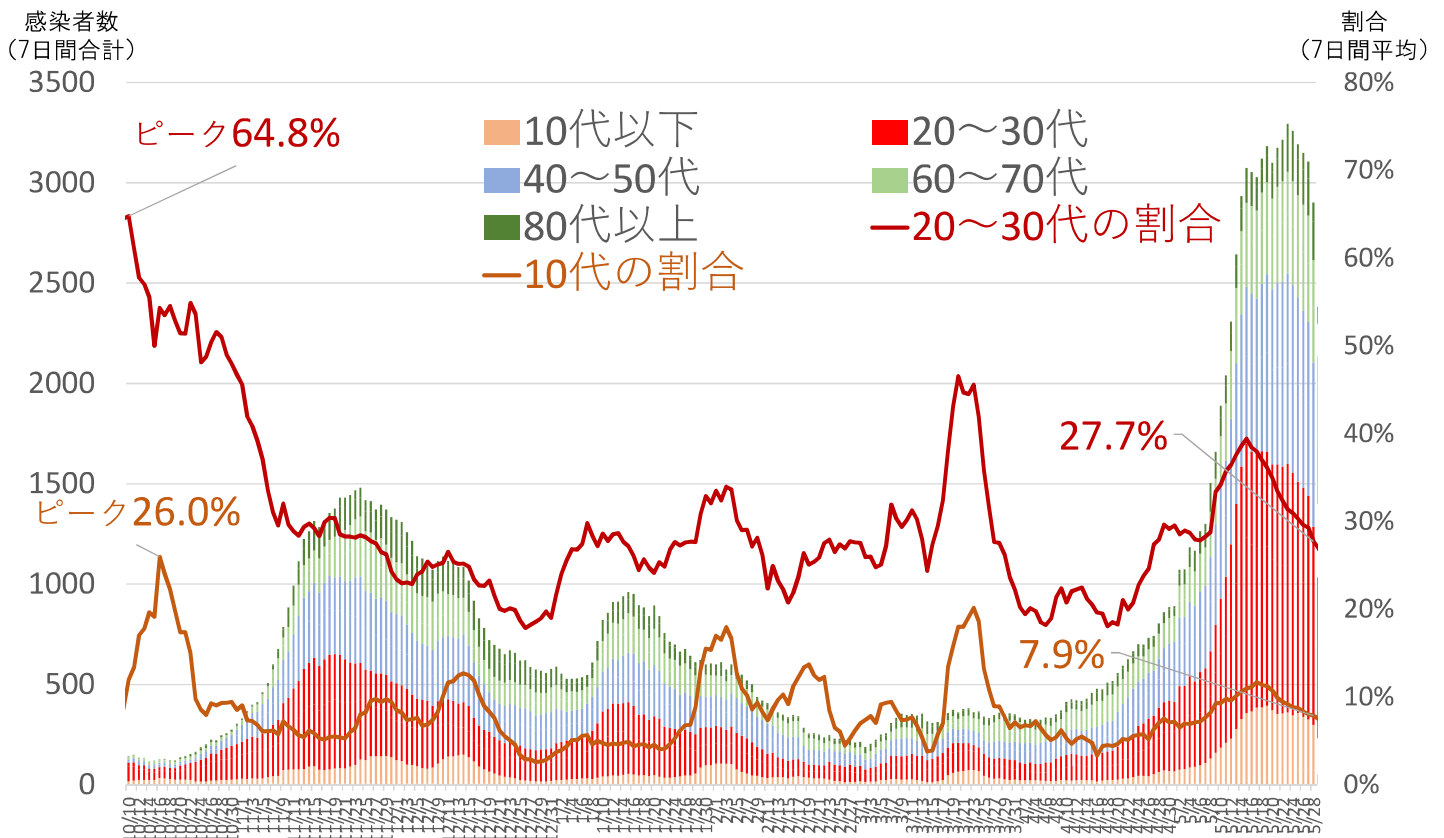
13

# 発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。  
 ※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

# 年代別感染者数と20代～30代の割合(全道)

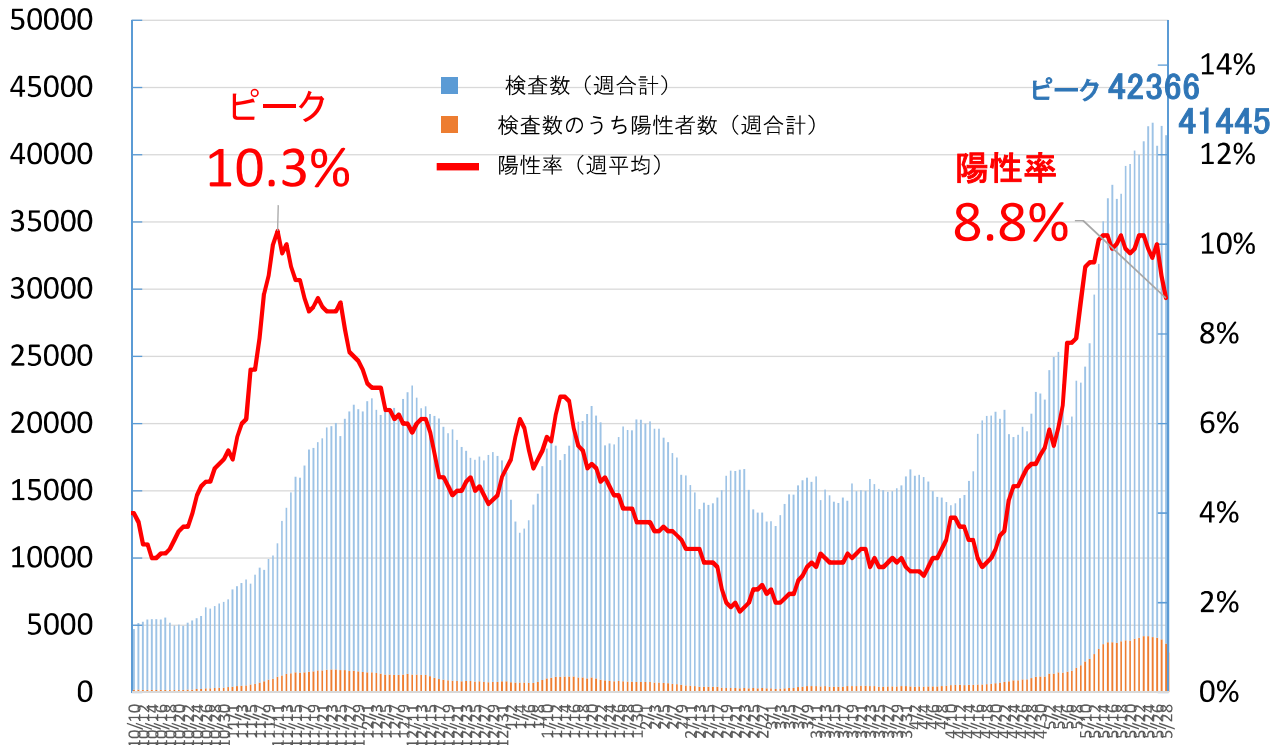


(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

# 監視体制(陽性率と検査数)(全道)

検査数(人)

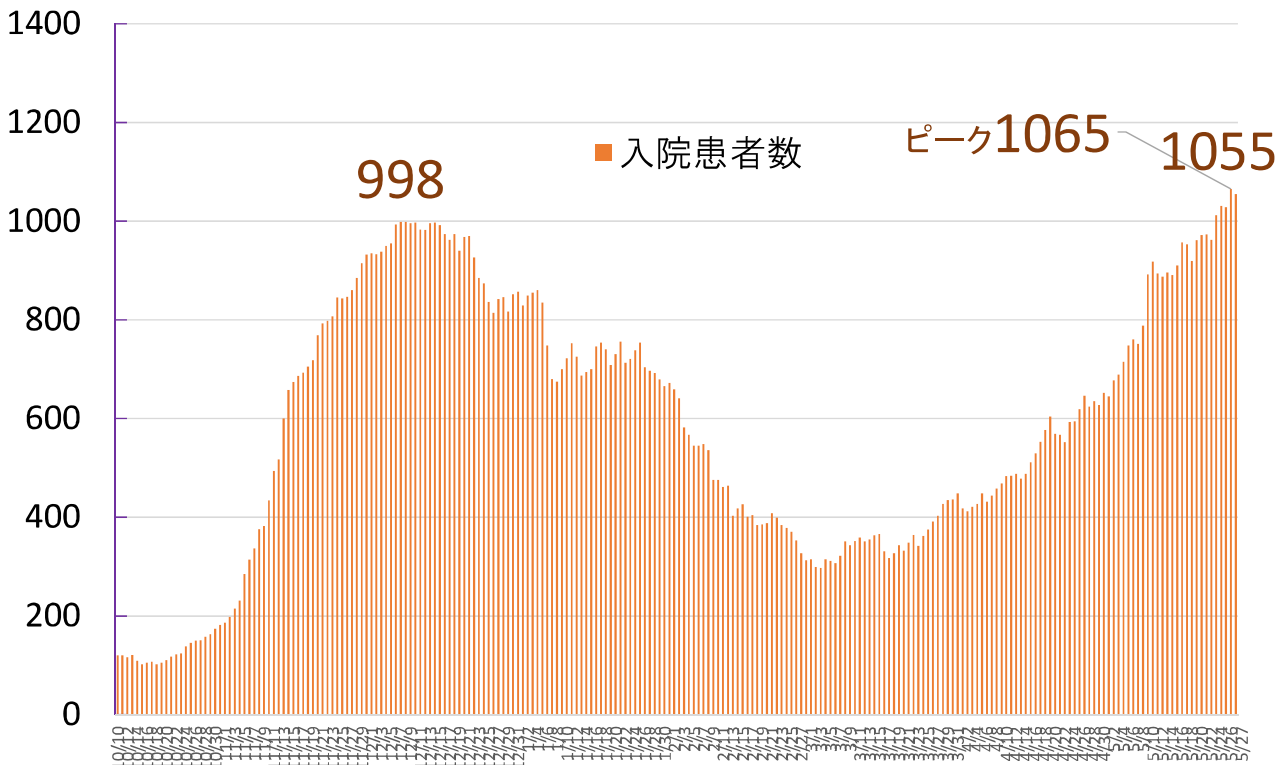
陽性率



16

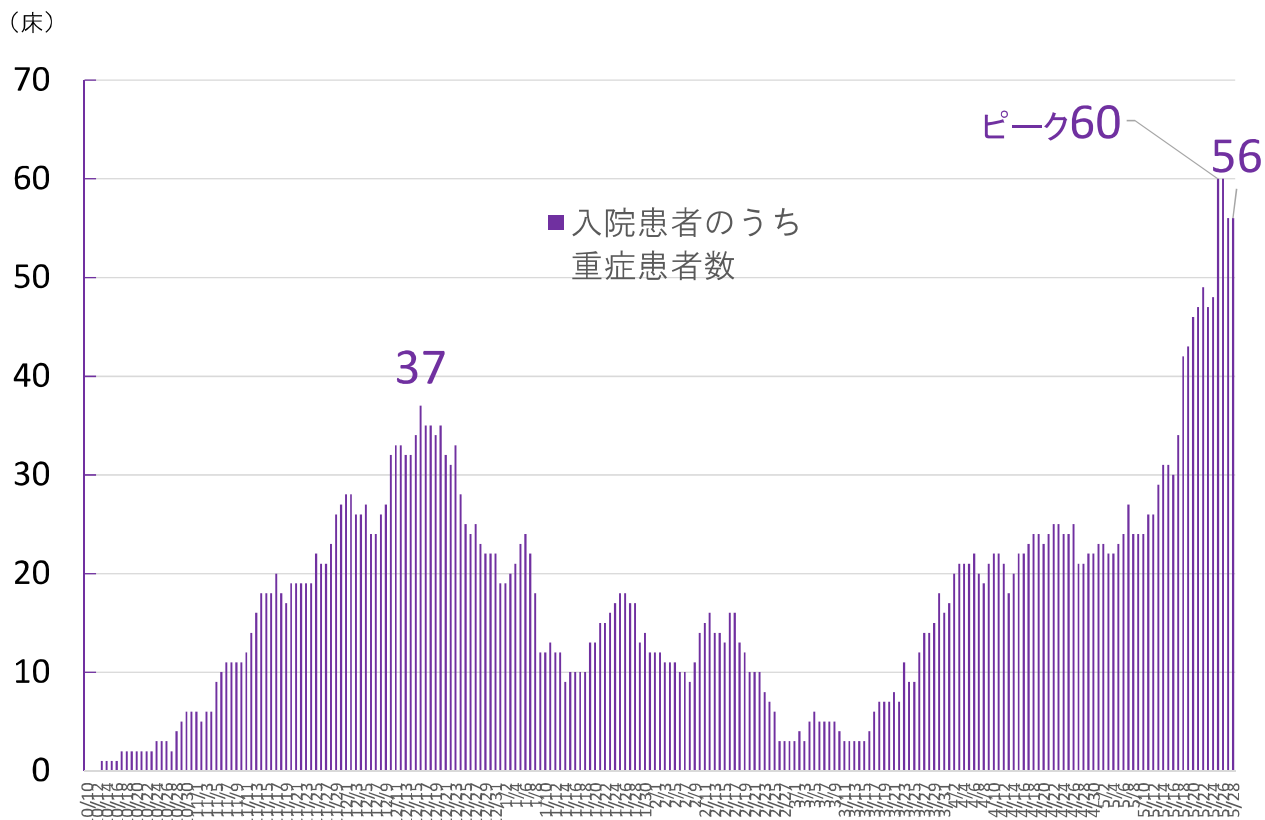
# 医療提供体制等の負荷(病床全体)(全道)

(人)



17

## 医療提供体制等の負荷(重症者用病床)(全道)



18

## 集団感染の発生状況(全道)

	1月	2月	3月	4月	5月 (5/1~27)
医療施設 福祉施設	26件 (679人)	15件 (294人)	14件 (294人)	23件 (512人)	76件 (1045人)
事業所等	10件 (109人)	10件 (103人)	9件 (110人)	9件 (81人)	32件 (417人)
飲食店等	15件 (174人)	5件 (43人)	8件 (96人)	14件 (102人)	13件 (132人)
学校	7件 (196人)	3件 (33人)	5件 (84人)	7件 (113人)	23件 (224人)
合計	58件 (1158人)	33件 (473人)	36件 (584人)	53件 (808人)	144件 (1818人)

※「飲食店等」には、接待をとまうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

19

## 集団感染の発生状況(特定措置区域／それ以外)

	5/7～13		5/14～5/20		5/21～27	
	特定措置	それ以外	特定措置	それ以外	特定措置	それ以外
医療施設 福祉施設	8件 (164人)	1件 (32人)	18件 (151人)	2件 (41人)	28件 (395人)	9件 (102人)
事業所等	4件 (42人)	2件 (26人)	3件 (28人)	2件 (20人)	8件 (121人)	8件 (84人)
飲食店等	1件 (6人)	3件 (56人)	4件 (28人)	4件 (35人)	—	1件 (7人)
学校	4件 (57人)	—	1件 (9人)	4件 (52人)	5件 (30人)	4件 (38人)
合計	17件 (269人)	6件 (114人)	26件 (216人)	12件 (148人)	41件 (546人)	22件 (231人)

※「飲食店等」には、接待をとまなうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

20

## 新型コロナワクチン接種の取組状況等について

### 医療従事者などへの接種

#### 《接種状況》

- 5月27日現在 1回目接種終了:178,588人(88.4%)  
2回目接種終了:100,568人(49.8%)

※5月23日に、医療従事者のうち接種を希望する20万2千人の接種に必要なワクチンの供給が完了。

### 高齢者などへの接種

#### 《接種状況》

- 5月27日現在 1回目接種終了:138,251人(8.4%)  
2回目接種終了:4,610人(0.3%)

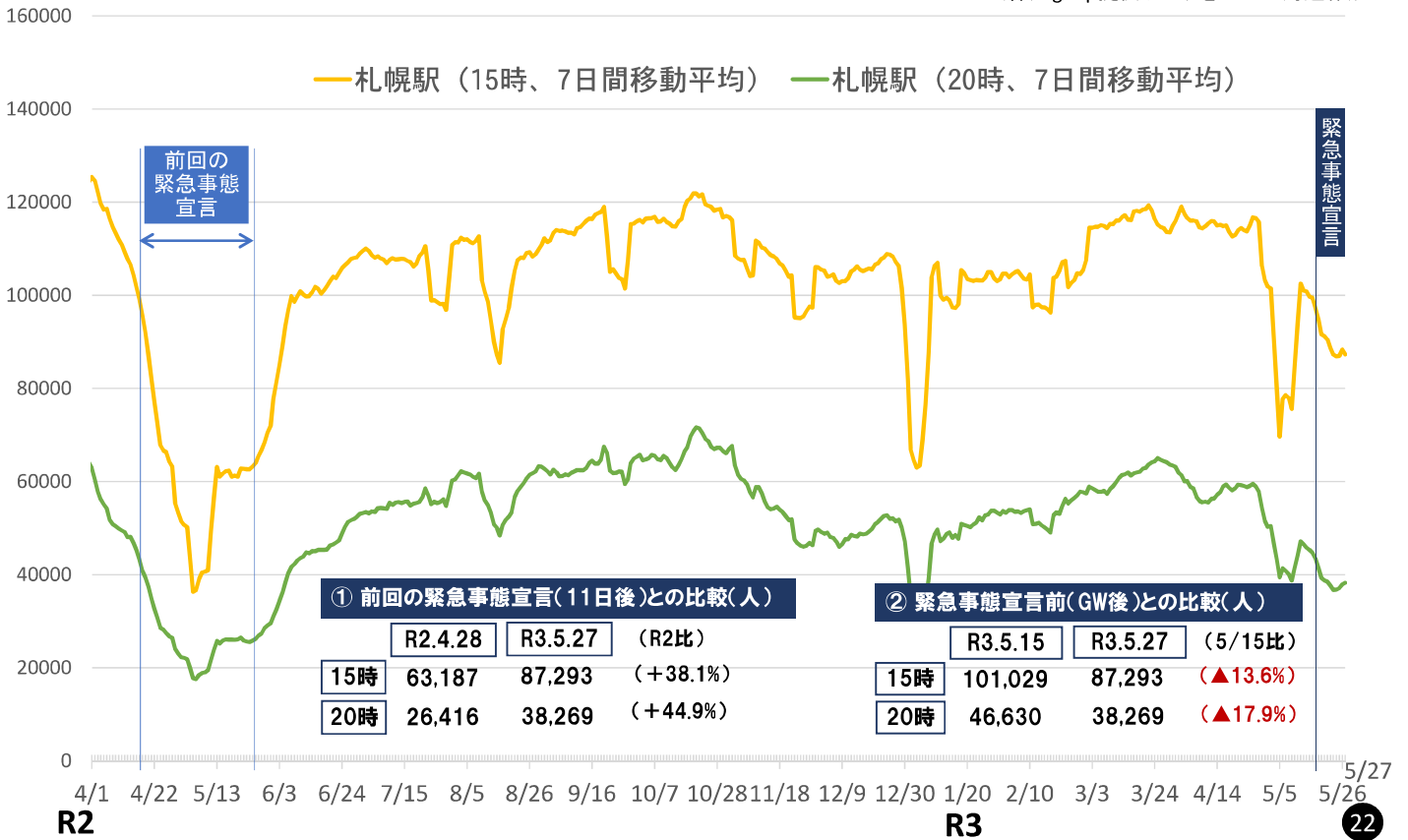
※6月末までに166万人の高齢者へ接種可能なワクチンの供給が完了見込み

21

# 特定措置区域

# 札幌駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



# 特定措置区域

# すすきの駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成

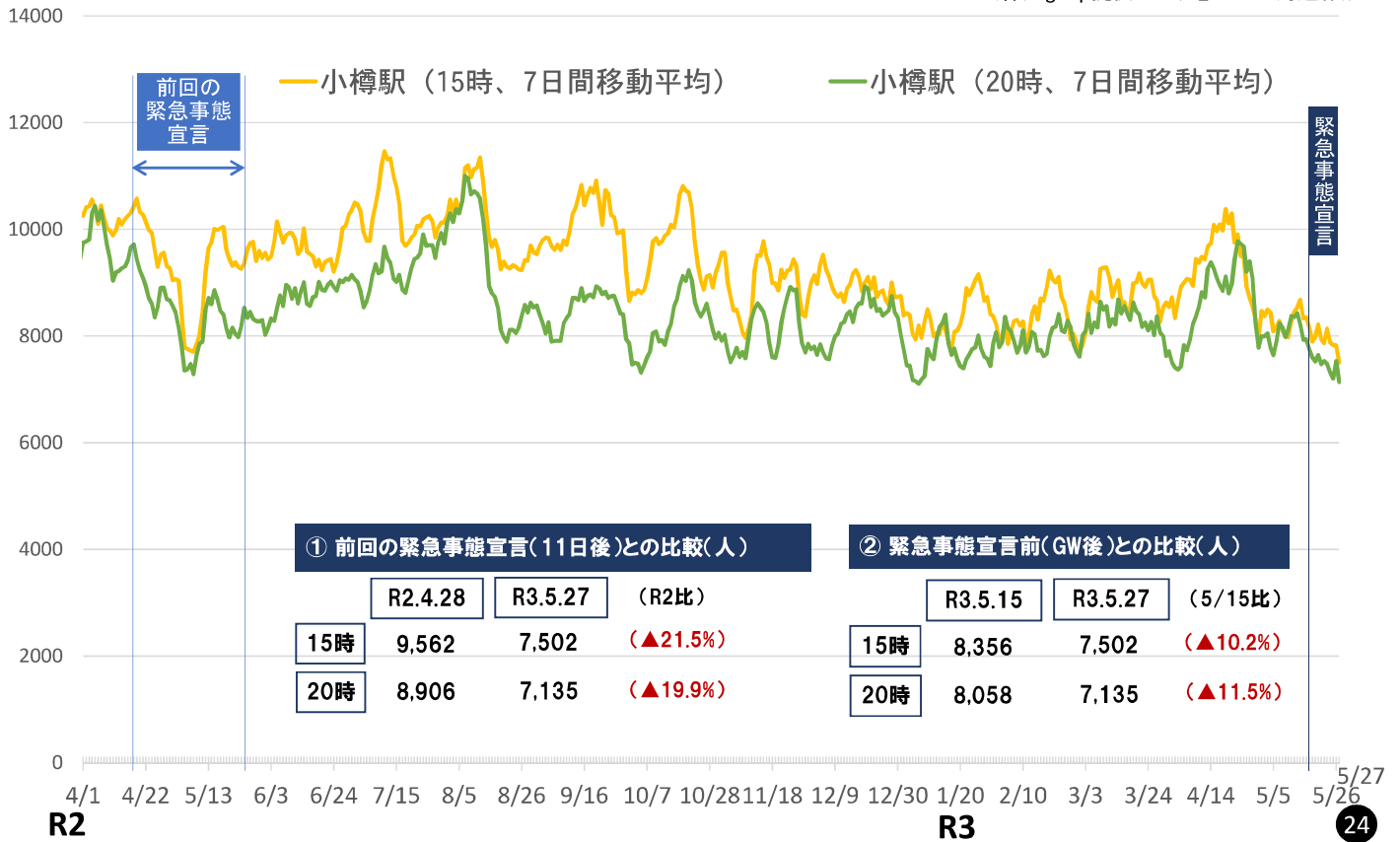




特定措置区域

# 小樽駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



特定措置区域

# 旭川駅周辺の人出

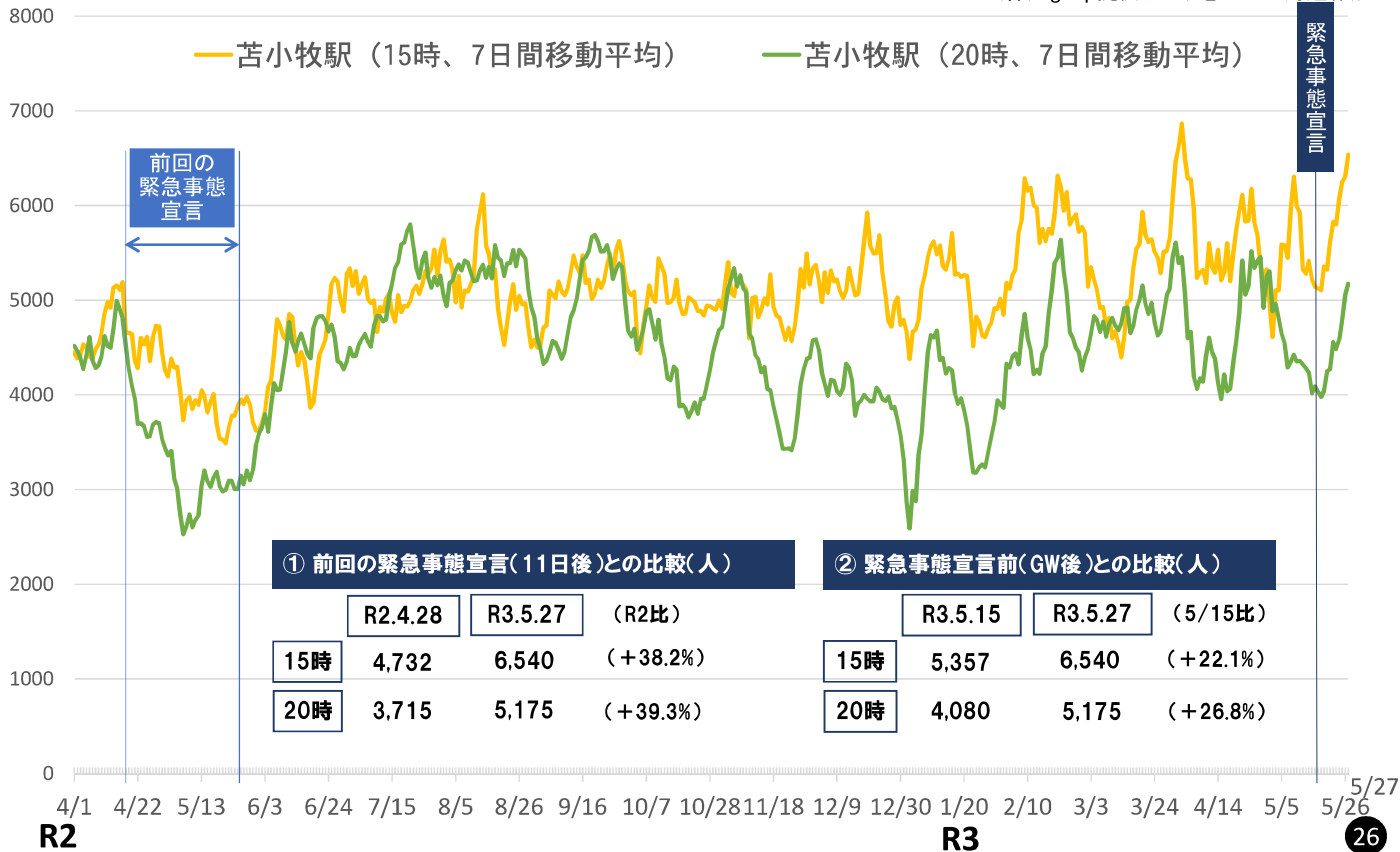
※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



措置区域

# 苫小牧駅周辺の人出

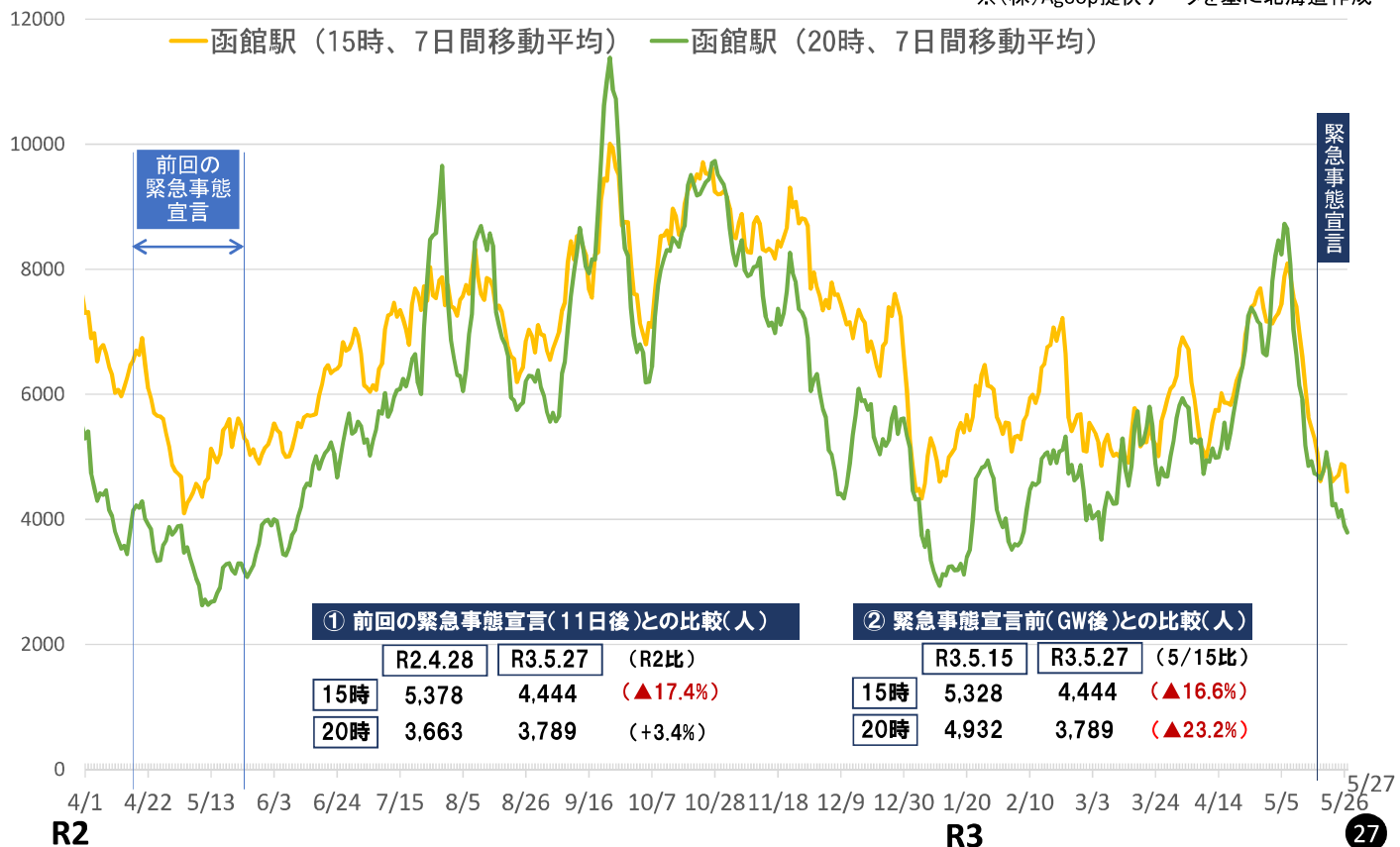
※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



措置区域

# 函館駅周辺の人出

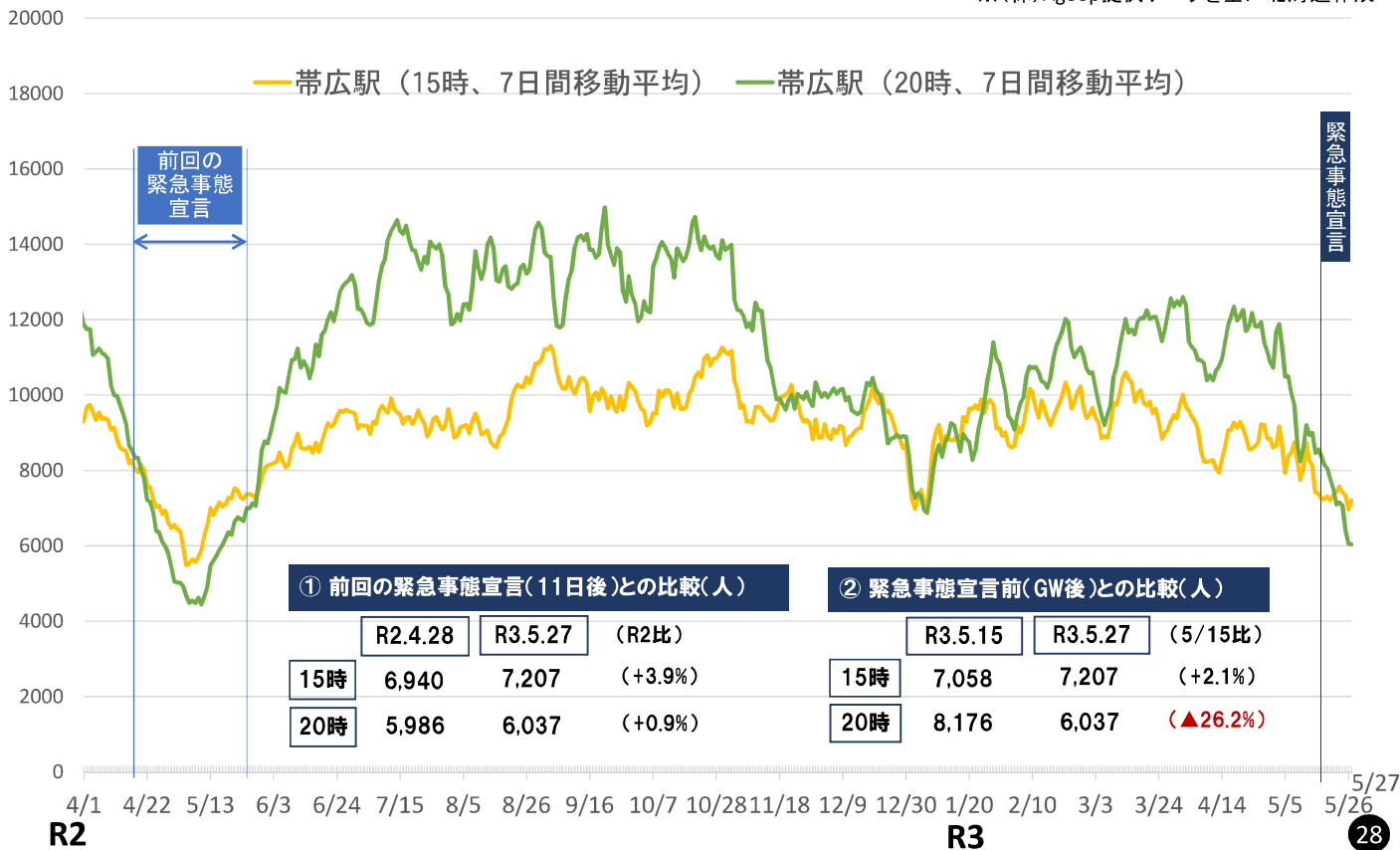
※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



## 措置区域

# 帯広駅周辺の人出

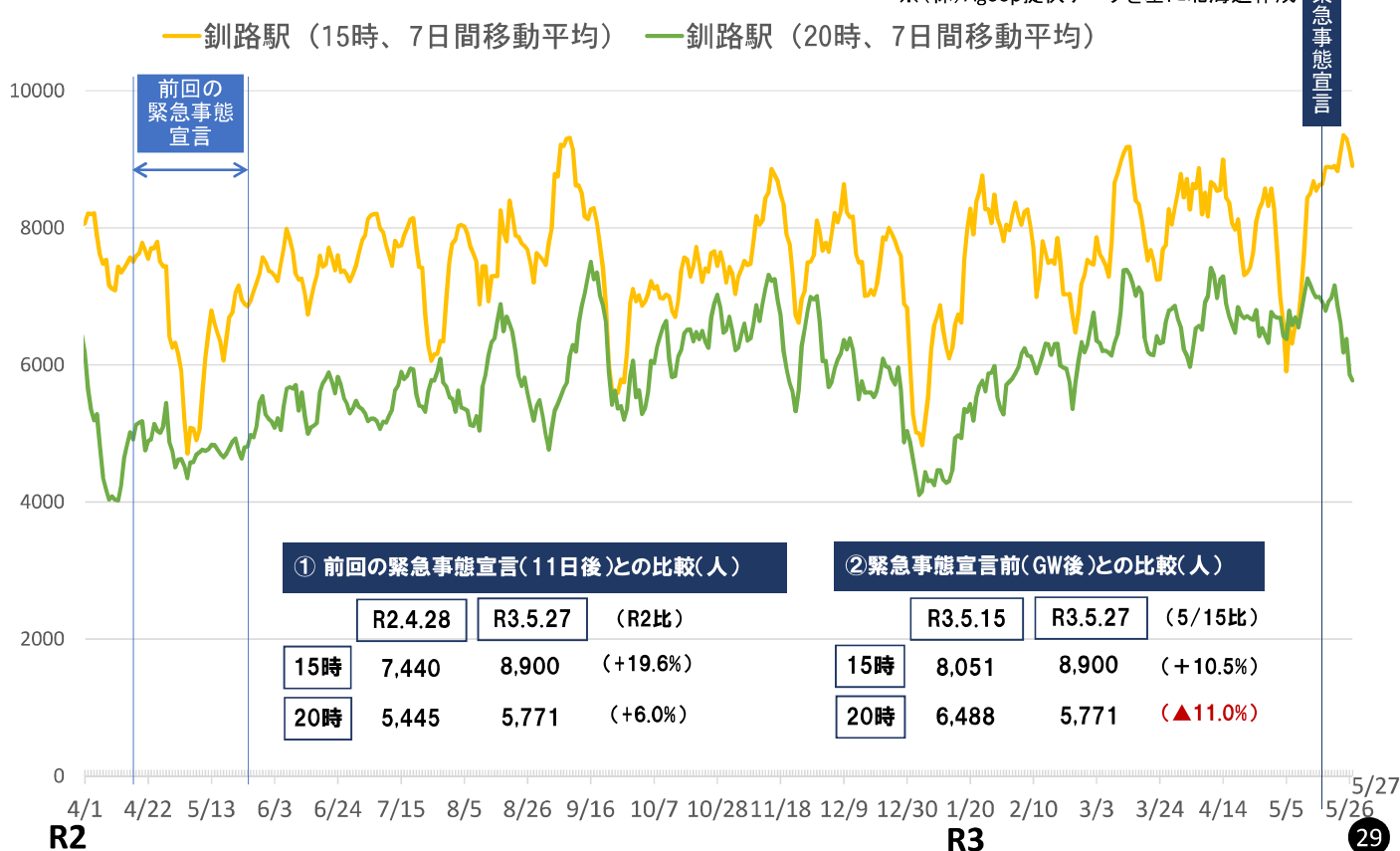
※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



## 措置区域

# 釧路駅周辺の人出

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成





# 北海道における緊急事態措置 (案)

令和3年5月28日

## 実施内容

国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行う。

## 対象区域

### 特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

### 措置区域

特定措置区域以外の市町村

## 期間

令和3年6月1日(火)～6月20日(日)

# 特定措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

特定措置区域

期 間 6月1日(火)～6月20日(日)

要請内容

(外出の際は)

- ◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。  
加えて、特に日中、週末の外出を控える。

(特措法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。

(特措法第45条第1項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える。(特措法第45条第1項)

- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。

(特措法第45条第1項)

- ◆できる限り同居していない方との飲食を控える。(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼  
内容

- ◆新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、来道については極力控える。(協力依頼)

※基本的対処方針においては、変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えることとされています。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えることとされており、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

## 【飲食店等への要請・協力依頼】

特定措置区域

期 間	6月1日(火)～6月20日(日)
対象施設	<p>〔飲食店〕 飲食店(居酒屋含む(宅配・テイクアウトを除く))</p> <p>〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
要請・協力依頼内容	<p>〔酒類又はカラオケ設備を提供(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)〕</p> <p>◆休業とする。(特措法第45条2項)</p> <p>〔上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く)〕</p> <p>◆営業時間は5時から20時まで(特措法第45条第2項)</p> <p>◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第45条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒</li> <li>・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li> <li>・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)</li> <li>・施設の換気を行う</li> <li>・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる</li> </ul> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること。(協力依頼)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】</p> <p>【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い  <small>中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 4万円～10万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円</small></p>

3

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

特定措置区域

期 間	6月1日(火)～6月20日(日)
<p>※ 5月31日までに販売されたものに限る。目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱う。6月1日から、次の記載事項を満たさない6月21日以降のチケットの新規販売を停止すること。</p>	
人数上限及び収容率	<p>○人数上限5,000人 かつ 収容率50% (特措法第24条第9項)</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。(特措法第24条第9項)</p>
要請・協力依頼内容	<p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</p> <p>◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCOA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)</p>

4

## 【事業者への要請・協力依頼】

特定措置区域

### 期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

### 要請・ 協力依頼 内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力的に推進する。(協力依頼)
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)

5

## 【交通事業者への協力依頼】

特定措置区域

### 期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

### 協力依頼 内容

- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)

6



<b>期 間</b>	6月1日(火)～6月20日(日)
<b>要請内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆<b>児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。</b> (特措法第24条第9項)</li> <li>◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する。 (特措法第24条第9項)</li> <li>◆高等学校・特別支援学校では、分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆<b>部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。</b> (特措法第24条第9項)</li> <li>◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①休業・営業時間の短縮を要請する施設】

<b>期 間</b>	6月1日(火)～6月20日(日)		
<b>要請・協力依頼内容</b>	施設の種類の	内 訳	要請・協力依頼内容
			1,000㎡超
			1,000㎡以下
	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など (生活必需物資を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平日は、営業時間を20時まで、土日祝日は、休業とする (特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く</li> <li>◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)</li> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)</li> </ul>
	遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンターなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は20時までとする(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く</li> <li>◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)</li> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)</li> </ul>
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など		
サービス業	スーパー銭湯、エステサロンなど(生活必需サービスを除く)		

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく休業及び営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い  
 大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×休業・時短日数  
 テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×休業・時短日数  
 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

特定措置区域

期間		6月1日(火)~6月20日(日)	
要請・協力依頼内容	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼)
	ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆映画館については、 (1,000㎡超の施設)21時までの時短(特措法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設)21時までの時短(協力依頼)
	運動施設、遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項)
	博物館等	博物館、美術館 など	◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
結婚式場	結婚式場	◆飲食店と同様の要請に従うこと(特措法第45条第2項) ◆できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)	
※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(調整中) (他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)			
【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の道の取扱い】5月16日~5月31日の取扱い 大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×休業・時短日数 テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×休業・時短日数 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合			

9

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

特定措置区域

期間		6月1日(火)~6月20日(日)	
対象施設	要請・協力依頼		
保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設など	・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)		
葬祭場	・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)		
図書館	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)		
ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、理容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)		
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)		
公立施設	◆道立施設及び市町村立施設は、原則、休館とする。		

10

# 措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

措置区域

期 間	6月1日(火)～6月20日(日)
要請内容	<p>(外出の際は)</p> <p>◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。 加えて、特に日中、週末の外出を控える。 (特措法第24条第9項)</p> <p>※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。</p> <p>◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。 (特措法第24条第9項)</p> <p>※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。</p> <p>(飲食の際は)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆「黙食」を実践する。(食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。 (特措法第24条第9項)</p>

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容	<p>◆新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、来道については極力控える。(協力依頼)</p> <p>※基本的対処方針においては、変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えることとされています。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えることとされており、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。</p>
--------	---

## 【飲食店等への要請】

措置区域

**期 間** 6月1日(火)～6月20日(日)

### 対象施設

〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)  
 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗  
 及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店  
 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

### 要請内容

- ◆営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は11時から19時まで(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い

中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

12

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

措置区域

**期 間** 6月1日(火)～6月20日(日)

※ 5月31日までに販売されたものに限り、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱う。6月1日から、次の記載事項を満たさない6月21日以降のチケットの新規販売を停止すること。

### 人数上限及び収容率

- 人数上限5,000人 (特措法第24条第9項)
- 収容率  
 [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの(※1)  
 [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※2) (特措法第24条第9項)
- ※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。(特措法第24条第9項)

※1 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。)

※2 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

### 要請・協力依頼内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は19時まで (協力依頼)
- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

13

## 【事業者への要請・協力依頼】

措置区域

<p><b>期 間</b></p>	<p>6月1日(火)～6月20日(日)</p>
<p><b>要請・協力依頼内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)</li> <li>◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼)</li> <li>◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)</li> <li>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)</li> <li>◆交通事業者においては、感染防止対策を一層徹底する。(協力依頼)</li> <li>◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する。(協力依頼)</li> </ul>

14

## 【学校への要請】

措置区域

<p><b>期 間</b></p>	<p>6月1日(火)～6月20日(日)</p>
<p><b>要請内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆<b>児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。</b> (特措法第24条第9項)</li> <li>◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する。 (特措法第24条第9項)</li> <li>◆<b>部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。</b> (特措法第24条第9項)</li> <li>◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

<p><b>公立施設</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆道立施設は、原則、休館とする。</li> <li>◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する。 (協力依頼)</li> </ul>
--------------------	---

15



## 「北海道における緊急事態措置（道案）」等に対する主な意見

## 1 有識者・専門家等の意見

## 1-①

道案について異論はなし。

現在も感染者数は高止まりの状況で、減少傾向に転じるか判断のつかない状況にある。医療の逼迫が改善されるまで緊急事態宣言の延長はやむを得ないと考える。ワクチン接種にも影響が出ないよう対策の強化をお願いしたい。

## 1-②

資料「道内の感染状況等について（道案）」について、札幌市だけの状況についても提示していただきありがとうございました。

資料「北海道における緊急事態措置」の内容について、案の通りで良いと思うが、札幌等の特定措置区域については、住民に今以上に自粛をするよう呼び掛けていただきたい。

## 1-③

カラオケは、明らかに感染伝播の原因となっている。踏み込んだ対応を期待する。

飲食店での集団感染が、店側の感染対応の不備なのか、客の持ち込みなのか、そこは区別しないと、全てが店側の責任ではない。しかし、店側の不備であるとすれば、感染対策がしっかりとされていることを条件として再開してもらおうようにしなければ繰り返すだけ。

ワクチンについては、是非、警察、消防、自衛隊、なども含めて、集団接種で対応していただきたい。北海道として、独自の対応でワクチン接種を迅速に進めてほしい。それ以外に、この状況を打破できない。

## 1-④

北海道における緊急事態措置の継続は、当然のことと考える。特に、特定措置区域の感染状況やクラスターの発生状況を見ても、保育所や小学校でのクラスターも目立つようになった。

対策の変更点については、賛同するが、分かりやすい説明と飲食店等への継続した支援をお願いしたい。

教育現場においては、小中学校でも一人1台端末が与えられるようになってきているので、まず中学校から高校のようにオンライン授業を試行することも考えられる。

ワクチン接種を加速化させるべきと思う。大学の体育館だけでなく、平日の公共の体育館や大会議室を使用すべきである。また、病院とその近くにある学校が連携しての会議室や体育館を使って接種するなど考えられる。

## 1-⑤

道案に対し異論はなし。

介護現場では、新型コロナウイルスの陽性者は原則入院であったが、重篤になっても入院できない場合が続いている。症状がなくても、一夜にして急変することも多く、手厚い介護のために多くの人材を必要としている。

医療・介護の現場は、「崩壊」という言葉で使命をあきらめることはできない。また、ワクチン接種がスムーズにいきわたるためにも、すべ

ての皆さんに協力をお願いする。

1-⑥

道内における感染状況や医療提供体制の逼迫度合い等を踏まえ、国の緊急事態宣言が延長された中において、道内における緊急事態措置を継続するに当たっては、感染力の強い変異型ウイルスの特徴を踏まえた注意事項を事例（学校活動でのクラスター、家庭内や屋外での飲食時の感染、車中内での感染、若者の感染拡大等々）を基にわかりやすく発信し、道民の一層の理解と協力を求める必要があると考える。

1-⑦

道案の内容に関しては特に異論は無い。

若い人を中心に対策に対する「馴れ」が出ている現状では、医療提供体制の切迫感を実例を用いるなどしてしっかりと伝えることが必要。

コロナは災害。各自治体においてはBCPを考慮して対応にあたっても良いのではないか。

学校での対策について、休業等の措置や部活動の対応の考え方など、分かりやすく整理し、学校現場だけではなく関係者に対し、通知等で丁寧に伝えていただきたい。

1-⑧

現状から、緊急事態措置の延長はやむを得ないと思う。

学校への要請についても、感染状況から休業等の措置を迅速に講じることは理解するが、感染拡大の予防的措置として、早期に地域内の学校等の休校等を行っていくことも対策として必要と思う。

地域の保健所や宿泊療養施設へのサポートに道が対応していると承知しているが、地域の医療提供体制は脆弱であるため、一層の支援等サポートをお願いしたい。

感染状況を把握する指標の一つである実効再生産数での評価も掲載したほうが、現状の厳しさが伝わるのではないか。

## 2 市町村・関係団体の意見

2-①

ゴールデンウィーク後、札幌市などの特定措置区域から措置区域への人の流れが増大しており、そういった区域間の往来や不要不急の外出を控えるよう強く求める。

北海道において、市町村毎の陽性者数の発表を検討しているということではありますが、現状では、町民の間でも憶測による感染情報が拡大し、誹謗中傷などにも繋がっていると考えておりますので、人数の公表を希望する自治体には、1週間単位などでの公表を検討願う。

本町としても、町内での発生状況を町民に提供することにより、感染防止対策に対する意識の醸成を、これまで以上に期待できるものと考えている。

2-②

通常営業時間が20時前に閉店している飲食店については、酒類提供の停止に加えて全期間休業しなければ支援金の対象とはならない。

本市においては、従業員の雇用や過疎地域特有の事情（食事を提供する店舗が少ない）などを考慮し、5月18日以降も酒類の提供を停止し



た上で営業を続けている飲食店等がある。こうした事業者が、さらなる感染防止対策に協力しようとする期間途中から休業しても支援金の支給対象とならない。感染防止対策の更なる強化と要請に応じる事業者の支援という観点から、こうした事業者が延長された期間において、要請に応じ休業した場合、支援金の支給対象となるよう要件の緩和を要望する。

## 2-③

依然として予断の許さない厳しい状況が続いており、現時点における緊急事態宣言の延長はやむを得ないと考えている。緊急事態措置の継続によって困窮する事業者に対する万全の支援策を迅速に講じるよう重ねてお願いするとともに、当会としても、テレワークや時差出勤等の継続・徹底を会員企業に対して改めて呼び掛け、感染拡大と人流の抑制に取り組んでいく。

## 2-④

感染防止対策の実践に当たっては、事業者はもとより道民一人ひとりが「いつでも・どこでも・誰もが感染する」という強い危機感を維持して取り組んでいく必要がある。道におかれては、変異株の持つ高いリスクについて、特に直近では全道の感染者数の約4割を占める30代以下の年齢層への強い注意喚起と効果的なメッセージの発信をお願いしたい。

## 2-⑤

当会会員対象のアンケートでは「国・道が行う感染防止対策として重視すべきこと」との設問に対し、「ワクチンの早期接種」が約8割と最も多く、会員からは接種の加速化を切望する悲痛な声も寄せられている。ワクチン接種は、感染防止と経済活動の早期回復を実現していく上で不可欠である。道におかれては、協力いただける医療機関の拡充ならびに医師・看護師の確保や配備に係る医師会や市町村との連携をより一層強化するとともに、接種体制の拡充に向けた対策を国へ働きかける等、迅速かつ総合的に取り組んでいただきたい。

## 2-⑥

高齢者、医療従事者以外のワクチン接種の見通しを示すことは、道民や事業者に対して当面の感染防止対策への前向きな協力を促すためにも重要であると考えられる。ワクチンの接種状況や接種可能な場所・手順等について、市町村と連携のうえ道民に対するきめ細かな情報提供をお願いしたい。

## 2-⑦

今回、来道を検討している方への協力依頼で、「来道については極力控える」が追加されたが、実効性をあげるべく具体的にどのように取り組まれるのかもあわせて丁寧な説明をお願いしたい。また、前回に引き続きの意見となるが、本対策本部会議資料に、今現在、公開している情報に加え、道民の注意を喚起し、対策の徹底を促す観点での感染状況データを付け加えられ、あらゆる機会を捉え、感染拡大抑止に向けて情報発信する姿勢を示されることを期待したい。市町村別の感染状況が出せないのであれば、振興局単位での公表を検討願いたい。数字・グラフだけでなく、視覚的（見える化）に示すことが肝要である。国からの情報のタイムラグがあることは重々承知しているが、もう少し余裕をもったの情報提供・情報発信をお願いしたい。

2-⑧

医療提供体制等の負荷をはじめとする主な指標が、道ステージ5基準（国ステージⅣ）をほぼ超えている状況であり、国のアドバイザリーボードも本道が新規感染者の増加傾向が続いており、非常に高い水準と指摘していることから、6月以降も緊急事態措置を講じることは当然のことと考える。

道案では、学校への要請については、新たな対策が盛り込まれているが、医療施設・福祉施設、事務所等での集団感染が増加しており、今まで以上の対策を検討する必要があるのではないか。

その検討に当たっては、アドバイザリーボードの意見などを参考に、道の専門会議での十分議論の上、新規感染者が増加している原因を分析し、その結果を措置に反映させていただきたい。

## 宿泊療養施設の開設について

### 1 宿泊療養施設の開設について

圏域名	項目	内容
道央圏	施設名	スマイルホテルプレミアム札幌すすきの（札幌市内4棟目）
	受入可能数	230名程度
	開設日	令和3年5月28日
道北圏	施設名	東横イン旭川駅前一条通（旭川市内2棟目）
	受入可能数	110名程度
	開設日	令和3年6月3日（予定）

### 2 全道の状況

項目	内容
施設数	11施設 （道央4、道北2、道南2、十勝1、オホーツク1、釧路・根室1）
受入可能数	2,395名程度

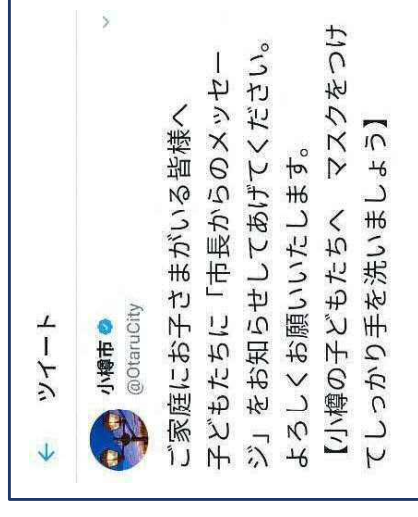


### 感染状況

- ・直近1週間（5/26現在）の新規感染者～116名
- うち、介護事業所での集団感染での新規感染者～21名
- ⇒ リンクなしの割合が減少傾向

### 小樽市における取組

- ◆ **広報車**による外出自粛啓発
- ◆ 平日～消防車7台、土日（振興局と合同）～11台
- ◆ **FMラジオ**での啓発 毎日1回（5/25～）
- ◆ **防災行政無線**（沿岸地域38カ所）での啓発  
1日2回（土・日）
- ◆ 各世代に向けた5種類の「**市長メッセージ**」
- ◆ **動画**をSNSなどで配信
- ◆ **街頭スピーカー**で「**市長メッセージ**」を放送  
毎日10回（5/17～）
- ◆ 飲食店の休業・時短営業の見回り（振興局と合同）





# 上川管内における感染状況と主な取組

資料 8

## ○管内の感染状況

### 旭川市（特定措置区域）

- ▶ 児童福祉施設などで集団感染が発生し、25日の新規感染者は38人と今年最多に
- ▶ 10万人当たり新規感染者は5月26日時点で51人と、緊急事態宣言の発令後も増加が続く
- ▶ 市内基幹病院では病床使用率は約7割と、医療提供体制は厳しい状況

### その他の地域

- ▶ 5月以降、富良野市内の飲食店など集団感染の発生もあり、感染者が大きく増加

## ○主な取組状況

- ▶ 道北圏で**2棟目となる宿泊療養施設の開設**に向けた準備
- ▶ 旭川市内の飲食店等に対する**見回り調査に基づく現況確認**
- ▶ 管内市町村や商工団体との連携による**飲食店に向けた周知啓発**
- ▶ 旭川市長と振興局長との**共同メッセージ動画**、**地域FM番組への出演**（5/27）による旭川市民への呼び掛け
- ▶ 旭川市と振興局との共同による**広報車を活用した注意喚起**  
（旭川市内中心部ほか 5/21～22、28～29）



▲旭川市との共同メッセージ動画